

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

当協会におけるこども食堂・こども宅食の交付申請の受付は、令和8年3月20日

(金曜日)まで受け付けております。交付申請にあたっては、別紙『こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について』をご覧ください。

一般財団法人 日本穀物検定協会
担当者：山下、栗原、瀬沼
TEL : 070-7431-8806、
080-9800-2064
E-mail : foodinfo@kokken.or.jp

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

令和7年4月、当協会は、こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付に係る受付・審査等の業務を農林水産省から受託しました。

交付申請の受付・審査等の業務につきましては、以下のとおり実施しますのでお知らせします。

【交付申請について】

1. 交付申請期間

(1) こども食堂・こども宅食

令和7年4月25日（金曜日）から令和8年3月20日（金曜日）までの間は、当協会へ申請してください。

(2) フードバンク

フードバンクの交付(追加支援)申請受付は、令和7年10月31日（金曜日）をもって終了しました。

2. 申請方法

申請様式に必要事項を記載の上、定められた資料を添付し、3の提出先にメールで申請してください。

3. 提出先

「一般財団法人 日本穀物検定協会」

 : foodinfo@kokken.or.jp

4. 問合せ

不明な点がありましたら、次のいずれかの電話番号、または3のメールアドレスまでお問い合わせください。

(1) 対応時間

平日 9時00分～18時00分（12時00分～13時00分の間を除く）

(2) 電話番号

- ・ 070-7431-8806
- ・ 080-9800-2064

(3) 担当者：山下、栗原、瀬沼

5. 交付申請等の様式

申請書類等の様式は、下記リンク先の農林水産省 HP からダウンロードできます。

- 農林水産省 HP : [政府備蓄米の交付について](#)
- 申請書は下記からもダウンロードできます。
 - ・(別添) こども家庭庁の事業支援対象者用の申請様式（統合版）
 - ・こども食堂・こども宅食の申請様式（通常様式）
 - ・こども食堂・こども宅食の使用報告書(使用予定報告書)様式等
 - ・フードバンクの使用報告（使用予定報告）様式等

6. 交付申請書、使用報告書を提出する際の注意事項

- (1) メールでの送信は1件当たり7MB以内でお願いします。
- (2) 交付申請書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください。

こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体の交付申請書（団体名）」

- (3) 使用報告書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください
 - ①こども食堂・こども宅食の場合
「食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書（団体名）」
 - ②フードバンクの場合
「フードバンクにおける政府備蓄米使用報告書（団体名）」

- (4) フードバンクの交付申請において、令和6年度の交付者については、交付を受けた備蓄米の使用を終えているか又はおおむね2か月以内に終える予定でないと申請できません。

【使用確認等調査の実施について】

交付された政府備蓄米の使用状況等について、調査を行う場合があります。

一般財団法人 日本穀物検定協会
担当者：山下、栗原、瀬沼
TEL：070-7431-8806、080-9800-2064
E-mail：foodinfo@kokken.or.jp